官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七九）　二
〔法規的告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二三五）　二
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働一八九）　三
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示（経済産業一〇二）　三
○株式会社脱炭素化支援機構支援基準の一部を改正する告示（環境五八）　三
〔その他告示〕
○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（内閣府・厚生労働二）　三
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務二）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇二）　四
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（外務二五一）　四
○国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（国税庁一四）　五
○租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示（文部科学五六）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一〇二八～一〇三五）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇三六）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件（経済産業一〇三）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通四八八～四九〇）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一六四）　六
○道路に関する件（中部地方整備局七一、七二）　六
○道路に関する件（九州地方整備局八七～八九）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　カジノ管理委員会　復興庁　一
〔叙位・叙勲〕　一
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
保険仲立人保証金取戻し、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
特殊法人等
特定投資準備金の額の減少関係　三
会社その他　三

省　令

○国土交通省令第七十九号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第四十五条の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第四十五条の法人） **第十八条**　令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、ＮＴＴ株式会社、ＮＴＴ東日本株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人ＪＫＡ（平成十九年八月二十三日に財団法人ＪＫＡという名称で設立された法人をいう。）とする。	（令第四十五条の法人） **第十八条**　令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人ＪＫＡ（平成十九年八月二十三日に財団法人ＪＫＡという名称で設立された法人をいう。）とする。

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年六月三十日

総務大臣　村上誠一郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
無所属連合	内海　聡	チャップリ　オ貴美子	東京都台東区台東四―一―七	参議院議員	（令和）七、二、一八

(ロ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
幸齢党	和田　秀樹	堺谷　要二	東京都文京区本郷三―二一―一二	（令和）七、六、九

○厚生労働省告示第百八十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養 一～六　（略） 七　削除 八・九　（略）	第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養 一～六　（略） 七　ＥＰＩ―５８９経口投与療法　筋萎縮性側索硬化症（過去にＥＰＩ―５８９が投与された患者に係るものに限る。） 八・九　（略）

○経済産業省告示第百二号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百二十六号）の施行に伴い、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日　　経済産業大臣　武藤　容治

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「内閣サイバーセキュリティセンター」を「国家サイバー統括室」に改める。

一　石油精製業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百五十五号）　三(4)

二　自動車産業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百六十号）　三(5)

三　化学産業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百六十一号）　三(4)

附　則

この告示は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○環境省告示第五十八号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の二十四第一項の規定に基づき、株式会社脱炭素化支援機構支援基準（令和四年十月環境省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年六月三十日　　環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
1　支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準 機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の⑴から⑷までに定める基準をいずれも満たすこととする。 ⑴　政策的意義 ①　世界全体での1.5℃目標の達成及び我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められる地球温暖化対策計画に定める我が国の温室効果ガスの排出の削減の量に関する目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。 ②～④　（略） ⑵・⑶　（略） ⑷　地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保 脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進するべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。 ①　（略） ②　法第21条第７項及び第８項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第５項第２号に基づく促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること。 ③　（略）	1　支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準 機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の⑴から⑷までに定める基準をいずれも満たすこととする。 ⑴　政策的意義 ①　脱炭素社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル及び2030年度に温室効果ガスの排出の量を2013年度から46％削減し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けるという目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。 ②～④　（略） ⑵・⑶　（略） ⑷　地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保 脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進するべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。 ①　（略） ②　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第７項及び第８項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第５項第２号に基づく促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること。 ③　（略）

その他告示

○内閣厚生労働省告示第二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

別表第六中「東日本電信電話株式会社」を「ＮＴＴ東日本株式会社」に、「西日本電信電話株式会社」を「ＮＴＴ西日本株式会社」に改める。

○金融庁財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

金融庁長官　井藤　英樹
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
名称	所在地
［略］	
ディーズィー　プライベート　バンク　エスエー	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ストラッサン　ルート　トーマス　エディソン　四
［略］	
インテサ　サンパオロ　バンク　ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールヴァール　プランス　アンリ　十九―二十一

改正前	
名称	所在地
［同上］	
ディーズィー　プライベート　バンク　エスエー	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルート　トーマス　エディソン　四
［同上］	
インテサ　サンパオロ　バンク　ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールヴァール　プランス　アンリ　十九―二十一
エイチエスビーシー　インスティテューショナル　トラスト　サービシーズ（バミューダ）　リミテッド	英国領バミューダ諸島　ハミルトン市　フロント　ストリート　三十七
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第百二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

横浜地方法務局所属　　馬場　純夫

○外務省告示第二百五十一号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和七年七月一日に効力を生ずる。ただし、第二十六規則の修正は、同日以後の国際出願日を有する国際出願について適用する。

（令和六年十二月三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

令和七年六月三十日

外務大臣　岩屋　毅

一　3の3(a)(i)中「基づき」の次に「当該国際出願が国際公開される言語による当該」を加える。

二　26.2.1(a)中「ただし、いずれの受理官庁も紙形式によつて国際出願をすることを認めるものとする。」を削り、89の2.1(d)の次に89の2.1(d)の2）及び89の2.1(d)の3）として次のように加える。

（d）の2）　(d)の規定に基づく通知を行つた国内官庁又は政府間機関であつて国際事務局以外のものは、国際事務局に対し、国際出願が電子形式又は電子的手段によつて行われる場合にのみ国際出願を受理することを通知することができる。国際事務局は、この（d）の2）の規定に基づいて行う通知を公報に掲載する。

○国税庁告示第十四号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項の規定に基づき、同法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者（国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第二条第一項第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により国税（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条に規定する税理士登録に係る、登録免許税法（明治二十九年法律第二十七号）第二条及び同法別表第一に掲げる三十二（七）の登録免許税）をデジタル庁が提供する「国家資格等情報連携・活用システム」を利用して納付する場合の当該納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第三十四条の四第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和七年六月三十日から適用する。

令和七年六月三十日

国税庁長官　奥　達雄

名称	所在地	指定をした日
株式会社　ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和七年六月三十日

○文部科学省告示第五十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の二第一項の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

（d）の3）　(d)の規定ではなく(d)の規定に基づいて通知を行つた国内官庁又は政府間機関は、国際事務局に対し、紙形式によつて提出された出願が当該国内官庁又は政府間機関による求めの日から二箇月の期間内に電子的手段によつて再提出しなければならないことを通知することができる。国際出願は、対応する書類が期間内に受理されない場合には、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。国際事務局は、この（d）の3）の規定に基づいて行われた通知を公報に掲載する。

三　26.2の3(d)の中「準用する。」の次に「ただし、国内官庁又は政府間機関が89の2.1(d)の3）のの規定に基づく通知を行つた場合には、紙形式によつて提出された当該書類又は当該通信であつて、対応する求めの日から二箇月の期間内に電子的手段によつて再提出されないものは、無視される。」を加える。

四　92.2(e)中「英語又はフランス語」を「英語、フランス語その他実施細則によつて認められる国際公開の言語」に改める。

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法第九十一条の三第一項に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条の三第一項に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人は、次の表に掲げるものとする。 ［表略］	租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人は、次の表に掲げるものとする。 ［表略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町中菅字峠田二二四から二二六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字本迫一一三二四、字轆轤迫一一三二六から一一三二八まで、一一三三二、一一三三三の一、一一三三四、一一三三五の一、一一三三七、一一三五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市泉沢字芋ノ沢一、二、九、一〇、一一の一、一一の三、一三の一から一三の一三まで、一四から一六まで、二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡羽後町軽井沢字枝沢山六の一、七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字枝沢山六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　新潟県新発田市大槻字梨木平四三七八、四三八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字中山一〇八の一、字尾越四二二、四三九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山一〇八の一・字尾越四二二・四三九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂三五の三、三五の四、三五の六、四九の一、四九の二、菱野字合ノ坂一六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
須川字合ノ坂三五の三・三五の四・三五の六・四九の一・四九の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、菱野字合ノ坂一六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月三十日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字浦向一〇六六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和七年六月三十日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂三五の三、三五の四、三五の六、四九の一、四九の二、菱野字合ノ坂一六
二　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一四三の一、一一一四三の九、一一一四三の一〇、一一一四三の二五、字箒川尻一二九二〇から一二九二二まで、字江良田一二九二六、一二九二七、一二九三一の一、一二九三一の二、字尻高一二九三三から一二九三五まで、一二九三七、一二九三八
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月三十日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一四三の一、一一一四三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第五十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。
令和七年六月三十日
経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年六月三十日」を「令和七年九月三十日」に改める。

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一四三の一、一一一四三の九、一一一四三の一〇、一一一四三の二五、字箒川尻一二九二〇から一二九二二まで、字江良田一二九二六、一二九二七、一二九三一の一、一二九三一の二、字尻高一二九三三から一二九三五まで、一二九三七、一二九三八
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一四三の一、一一一四三の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百八十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和七年六月三十日
国土交通大臣　中野　洋昌
路線名　山陽自動車道吹田山口線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山市北区今岡七五〇番から同市北区今岡八三五番一まで	前	最大 二二二	一二七
		最小 七一	
	後	最大 三三〇	
		最小 七一	

○国土交通省告示第四百八十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和七年六月三十日
国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	岡山市北区今岡七五〇番から同市北区今岡八三五番一まで	令和七年七月一日六時
吹田山口線		

○国土交通省告示第四百九十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和七年六月三十日
国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道	熊本市北区改寄町字塚ノ本一五六三番二から同市北区改寄町字沖野一一六七番二まで	令和七年七月一日〇時
宮崎線		

○関東地方整備局告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和七年六月三十日
関東地方整備局長　岩﨑　福久
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画河川事業第五号石神井川
三　事業施行期間　自令和七年六月三十日至令和十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都練馬区関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月三十日
中部地方整備局長　佐藤　寿延
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊野市大泊町字カニダノ上七二四番一から三重県南牟婁郡紀宝町成川字耳切五番一まで	前	A 七・四〇〜八・九〇（メートル）	一二・九九三（キロメートル）	上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・三六〜一四・〇〇〇	五・一七〇	
		C 一四・〇〇〇〜一九・三一三	一・七〇一	
		D 一九・六八一〜一三・五〇〇	一・六二一	
		E 一三・五〇〇〜二八・四・五四	六・〇六〇	
	後	A 七・四〇〜八・九〇（メートル）	二一・九九三（キロメートル）	
		B 一三・三六〜一四・〇〇〇	五・一七〇	
		C 一四・〇〇〇〜一九・三一三	一・七〇一	
		D 一九・六八一〜一三・五〇〇	一・六二一	
		E 一三・五〇〇〜二八・四・五四	六・〇六〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

供用開始の期日　令和七年六月三十日

路線名　熊野市有馬町字上ミ地一三五番一から同市有馬町字上ミ地一七一番一まで

供用開始の区間　中部地方整備局長　佐藤　寿延

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○九州地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

供用開始の期日　令和七年六月三十日

路線名　二百二十号及び四百四十八号

供用開始の区間　宮崎市大字折生迫字馬屋ヶ尻三七六一番一から同市大字折生迫字馬屋ヶ尻三七七〇番一まで

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十八号

令和七年六月三十日付けで、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十五号及び二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
佐世保市早苗町五三三番一から同市早岐二丁目一四九七番三まで	前	一三・四七〜二〇・九七（メートル）	〇・〇二一（キロメートル）	九州地方整備局長　森田　康夫
	後	一三・四七〜二〇・九七	〇・〇二一	図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

供用開始の期日　令和七年六月三十日

路線名　佐世保市早苗町五三三番一から同市早岐二丁目一四九七番三まで

供用開始の区間　佐世保市早苗町五三三番一から同市早岐二丁目一四九七番三まで

国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄提出自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄提出教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出石破総理の金利がある世界の恐ろしさという発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出カルテ開示及び受診証明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之提出政府の人口減少対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出外国情報機関による勧誘工作に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出戦没者遺族への援護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出外国人による不動産所有と民法上の相互主義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出オンラインカジノ規制やギャンブル依存症対策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青柳陽一郎提出出入国在留管理庁における在留審査体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之提出昨今の政府の経済財政運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人提出予備自衛官補からの任官階級に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問に対する答弁書

衆議院議員田村貴昭提出在日米軍基地におけるPCBに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務における債務不履行時の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるポートフォリオに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出沖縄・地域安全パトロール事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出さとうきびの生産振興及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出我が国に駐留する米兵等に対して我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出物価高騰下における国民生活の困窮と消費税減税の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中司宏提出霊感商法と放送のあり方に関する質問に対する答弁書

通知書受領

六月二十四日内閣から衆議院議員杉村慎治提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員田村貴昭提出陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出祝日キャンセル問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川仁提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川仁提出本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川仁提出有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部祐美子提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員篠田奈保子提出離婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員大石あきこ提出十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員有田芳生提出中国における日本軍性暴力被害に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員青山大人提出関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阪口直人提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員神津たけし提出「地方創生二・〇基本構想」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館（仮称）整備に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員篠田奈保子提出政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出政府所有の過半数代表者に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出労働保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出ふるさと納税に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出労働者の過半数代表者に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員水沼秀幸提出持続可能な病院経営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阪口**直**人提出子育て版ケアマネジャー導入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出海上保安庁の離職者増加に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉川里奈提出外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉川里奈提出宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員**八**幡愛提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員**八**幡愛提出生成ＡＩで作成される商標の取扱い等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員佐々木ナオミ提出高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出民泊制度の見直しに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出経営・管理の在留資格に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出保険適用薬のあり方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出中古品取引の未計上がＧＤＰ統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員城井崇提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿久津幸彦提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出税収の上振れに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出先発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員奥野総一郎提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出公営競技の適正利用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員酒井なつみ提出有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緑川貴士提出風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緑川貴士提出国民皆歯科健診の導入等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緑川貴士提出コメ作況指数の公表廃止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

報告書受領

六月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

令和六年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）

令和六年度第四・四半期における国庫の状況

又六月二十六日国と地方の協議の場議長林芳正から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第一回）における協議の概要に関する報告書

参議院

答弁書受領

六月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡提出消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問に対する答弁書（第一八一号）

参議院議員浜田聡提出期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問に対する答弁書（第一八二号）

参議院議員浜田聡提出誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問に対する答弁書（第一八三号）

参議院議員齊藤健一郎提出行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問に対する答弁書（第一八四号）

参議院議員浜田聡提出医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問に対する答弁書（第一八五号）

参議院議員浜田聡提出武雄アジア大学の設置認可に関する質問に対する答弁書（第一八六号）

参議院議員浜田聡提出中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問に対する答弁書（第一八七号）

参議院議員浜田聡提出災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問に対する答弁書（第一八八号）

参議院議員浜田聡提出「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問に対する答弁書（第一八九号）

参議院議員石橋通宏提出ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問に対する答弁書（第一九〇号）

参議院議員石橋通宏提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（第一九一号）

通知書受領

六月二十四日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員齊藤健一郎提出観光公害対策に関する質問（第一九二号）（答弁することができる期限　六月二十七日）

参議院議員浜田聡提出政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問（第一九三号）（同　六月二十七日）

参議院議員浜田聡提出石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問（第一九四号）（同　六月二十七日）

参議院議員浜田聡提出地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問（第一九五号）（同　六月二十七日）

参議院議員浜田聡提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問（第一九六号）（同　六月二十七日）

参議院議員浜田聡提出外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問（第一九七号）（同　六月二十七日）

参議院議員野田国義提出固定価格買取制度に関する質問（第一九八号）（同　六月二十七日）

参議院議員塩村あやか提出悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問（第一九九号）（同　六月二十七日）

参議院議員塩村あやか提出消防団員の支援に関する質問（第二〇〇号）（同　六月二十七日）

参議院議員紙智子提出海外先住民の遺骨返還に関する質問（第二〇一号）（同　六月二十七日）

参議院議員川田龍平提出ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問（第二〇二号）（同　六月二十七日）

参議院議員福島みずほ提出若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問（第二〇三号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問（第二〇四号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問（第二〇五号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出ＪＵＴＭに関する再質問（第二〇六号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問（第二〇七号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問（第二〇八号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問（第二〇九号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問（第二一〇号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問（第二一一号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問（第二一二号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問（第二一三号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問（第二一四号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問（第二一五号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問（第二一六号）（同　七月一日）

参議院議員浜田聡提出医療・福祉の非営利性に関する質問（第二一七号）（同　七月一日）

参議院議員山本太郎提出政府の米政策に関する質問（第二一八号）（同　七月一日）

参議院議員石垣のりこ提出関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問（第二一九号）（同　七月一日）

参議院議員石垣のりこ提出公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問（第二二〇号）（同　七月一日）

参議院議員石川大我提出ＤＶからの避難等に関する質問（第二二一号）（同　七月一日）

参議院議員石川大我提出男性のＤＶ被害と自殺に関する質問（第二二二号）（同　七月一日）

参議院議員水野素子提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問（第二二三号）（同　七月一日）

参議院議員水野素子提出緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問（第二二四号）（同　七月一日）

参議院議員水野素子提出防災庁の設置に関する質問（第二二五号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出離婚後の養育費・教育費に関する質問（第二二六号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問（第二二七号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出学校事故対応に関する質問（第二二八号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問（第二二九号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問（第二三〇号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出有識者会議等の委員の選任基準に関する質問（第二三一号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出質問主意書の回答期限に関する質問（第二三二号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問（第二三三号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問（第二三四号）（同　七月一日）
参議院議員神谷宗幣提出同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問（第二三五号）（同　七月一日）
参議院議員神谷宗幣提出難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問（第二三六号）（同　七月一日）
参議院議員神谷宗幣提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問（第二三七号）（同　七月一日）
参議院議員小西洋之提出薬価改定の課題に関する質問（第二三八号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問（第二三九号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問（第二四〇号）（同　七月一日）
参議院議員水野素子提出ギグワークに関する質問（第二四一号）（同　七月一日）
参議院議員浜田聡提出ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問（第二四二号）（同　七月一日）
参議院議員浜田聡提出人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問（第二四三号）（同　七月一日）
参議院議員浜田聡提出地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問（第二四四号）（同　七月一日）
参議院議員浜田聡提出薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問（第二四五号）（同　七月一日）
参議院議員浜田聡提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問（第二四六号）（同　七月一日）
参議院議員牧山ひろえ提出いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問（第二四七号）（同　七月一日）

報告書受領

六月二十四日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和六年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）の報告を受領した。
また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和六年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。
また、六月二十六日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第一回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

人事官に任命する
　川本　裕子
人事官
　西内　和彦
特命全権大使に任命する
人事官
　川本　裕子
人事院総裁を命ずる（以上六月二十五日）
　国務大臣
　伊東　良孝
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（六月二十六日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局総務企画部長）内閣府事務官
　中山　隆介
財務省に出向させる
（カジノ管理委員会事務局次長）
　嶋田　俊之
総務企画部長事務取扱を命ずる（以上六月三十日）
同
　土山　健介

復興庁

（統括官付参事官）復興事務官
　山田　哲也
文部科学省に出向させる（六月二十五日）

叙位・叙勲

○叙位

（北海道大学名誉教授）
従三位に叙する（各通）
　廣重　力
（岩手大学名誉教授）
正四位に叙する
　高畑　義人
正五位に叙する
　小磯　毅
　土田　廣志
　小林　勝
　中曽根　喬
従五位に叙する（各通）
　松澤　嘉宣
　松本　吉慶
正六位に叙する（各通）
　岩槻三千男
　津森　昭
　西　譲
　渡邉　惠
　上條　誠司
　外山　嘉澄
　長谷川　實
従六位に叙する（各通）
　岩松　初雄
正七位に叙する（各通）
　小野　勝彦
従七位に叙する（各通）（以上五月二十二日）
（福島大学名誉教授）
正四位に叙する
　小澤　勝治
正五位に叙する
　片岡　直公
　大森　省三
従五位に叙する（各通）
　齋藤　光雄
正六位に叙する（各通）
　稲谷　克洋
　八木橋　要
従六位に叙する（各通）
　河上不二夫
　横山　匡輝
　鈴木　正彦
　中村　哲夫
　樋口　光昌
　伏木　宗男
　鈴木　琢彌
　河原　愃治
　中村　信哉
　山崎　綱三
　鈴石　幸男
　竹下　文人
従七位に叙する（各通）（以上五月二十三日）
（東京農工大学名誉教授）
正四位に叙する
　宮田　清藏
正五位に叙する
　楠木　昭
　久田　順子
従五位に叙する
　寺井　啓高
　原谷　俊明
　藤本　康孝
　法花堂良一
正六位に叙する（各通）
　赤鍋　保
　井上　政信
　高瀬　義則
　笹目　操
　谷川　悟
　初野　誠治
従六位に叙する（各通）
　小阿瀬義孝
　三堀　等
正七位に叙する（各通）
　植松　昇
　木村　徹治
（大阪府警視）
　佐藤　斌司
　仲谷　元樹
　松本　靜博
従七位に叙する（各通）（以上五月二十四日）
　大西　宏
　水津　仁郎
従五位に叙する（各通）
　佐藤　清
　橋本　岩夫
正六位に叙する（各通）
　石川　運義
　久留米　繁
　西谷　健三
　間　良照
　寺内　泰良
　馬島　和夫
従六位に叙する（各通）
　百瀬　頼房
正七位に叙する（以上五月二十五日）
　末本　明彦
正七位に叙する（五月二十六日）
　小方　徳彦
　田代　昭次
正六位に叙する
　谷　亜生
従六位に叙する（以上五月二十七日）
　岡崎　照正
正七位に叙する（各通）
　永尾　克巳
　黒澤　強
従七位に叙する（以上五月二十八日）
　西出　弘
正七位に叙する（各通）（五月二十九日）
　吉田　秀夫
　渡辺　學
正七位に叙する
　佐々木憲政
従七位に叙する（以上五月三十日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける（各通）（五月二十二日）
小林　勝　土田　廣志
今吉　康己

旭日単光章を授ける（五月二十三日）
小林捷二郎　宮腰　務

旭日単光章を授ける（各通）（五月二十四日）
根本　正典

旭日単光章を授ける（五月二十五日）
（岩手大学名誉教授）　高畑　義人

瑞宝中綬章を授ける
中曽根　喬

瑞宝小綬章を授ける
鈴木　正彦　樗澤滿洲紀
松澤　嘉宣　松本　吉慶

瑞宝双光章を授ける（各通）
上條　誠司　外山　嘉澄
橋口　晧　長谷川　實

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十二日）
河原　愃治　齋藤　光雄
八木橋　要　山崎　綱三

瑞宝双光章を授ける（各通）
楠美　松男　宮田　政徳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十三日）
楠木　昭

瑞宝小綬章を授ける
川上　幸男　小阿瀬義孝
初野　誠治　原谷　俊明　寺井　啓高
法花堂良一　藤本　康孝

瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　政信

瑞宝単光章を授ける（以上五月二十四日）
石川　運義　末本　明彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十五日）
小方　徳彦　馬島　和夫

瑞宝単光章を授ける（五月二十六日）
吉田　秀夫

瑞宝単光章を授ける（五月二十九日）
渡辺　學　佐々木憲政

瑞宝単光章を授ける（各通）（五月三十日）
秋田　善祺

○返上の請願

勲章返上の請願の件許可された
西村　浩

褒章返上の請願の件許可された（以上六月二十日）

皇室事項

認証官任命式

六月二十五日午後三時、宮中において、人事官川本裕子及び特命全権大使西内和彦の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、バーレーンの新年につき、六月二十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプトの新年につき、六月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、クウェートの新年につき、六月二十六日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ジブチの独立記念日につき、六月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号、第二十四条の五十第二号の規定により公示する。

令和七年六月三十日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第二十七条第一項第三号、第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の者が令和７年６月11日付で、会員理事を退任した。

役　職	氏　名
会員理事	河野　雅明

次の者が令和７年６月11日第18回定時総会において、会員理事に選任された。

役　職	氏　名
会員理事	飯盛　徹夫

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 占用を制限する区域

区域

鹿児島市吉野町九七〇〇番一二から同市吉野町九六九八番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五) 占用の制限の開始の期日

令和七年七月一日

(六) 図面縦覧場所

九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

備考

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 占用を制限する区域

区域

南九州市川辺町野崎字中野西八二九八番一地内

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五) 占用の制限の開始の期日

令和七年七月一日

(六) 図面縦覧場所

九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

備考

公　告

諸　事　項

保険仲立人保証金取戻し公告

保険仲立人保証金規則（平成８年法務省・大蔵省令第３号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　BMS Japan株式会社
２．住所　東京都千代田区丸の内１丁目11―１パシフィックセンチュリープレイス13階
３．代表者の氏名　代表取締役　ティモシー・ヒューイット
４．取戻しをしようとする保証金の額
38,452,952円
５．上記の者（登録番号関東財務局長第83号）の保証金につき保険業法第291条第６項の権利を有する者は、令和８年１月５日までに保険仲立人保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第四課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年６月30日

関東財務局長　目黒　克幸

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社
２．住所　東京都港区六本木一丁目８番７号MFPR六本木麻布台ビル９階
３．代表者の氏名　代表取締役　大澤　弘毅
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第494号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和８年１月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年６月30日

関東財務局長　目黒　克幸

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　双日レジデンシャルパートナーズ株式会社
２．住所　東京都港区虎ノ門一丁目１番21号新虎ノ門実業会館２階
３．代表者の氏名　代表取締役　神崎　圭輔
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3399号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和８年１月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年６月30日

関東財務局長　目黒　克幸

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見
申述期間

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号

兵庫県豊岡市瀬戸77番地の23
清算株式会社　株式会社佐藤商店
代表清算人　佐藤　直彦

1　決定年月日　令和７年６月13日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所豊岡支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第４号

静岡市葵区岳美20番36号
清算株式会社　株式会社自然の力農園
代表清算人　稲葉　幸夫

1　決定年月日　令和７年６月13日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社と協定債権者である株式会社メンテックカンザイ（以下、単に「協定債権者」という。）は、本協定の認可決定の確定日にて、清算株式会社の協定債権者に対する売掛金債権269万0940円と、協定債権（長期未払金及び長期借入金合計１億0033万8666円）とを、対当額で相殺する。

2　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。

3　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額（但し第１項による相殺後の残額）から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

静岡地方裁判所民事第２部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

特定投資準備金の額の減少公告

各位

令和７年６月30日

東京都千代田区大手町１丁目９番６号

株式会社日本政策投資銀行

代表取締役　地下　誠二

当行は、令和７年８月29日を効力発生日として、特定投資準備金の額を27,523,480,280円減少することにいたしました。株主総会の決議は令和７年６月27日に行っております。また、財務大臣の認可を令和７年６月27日に受けております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内に、当行までその旨を書面にてお申し出ください。

なお、当行は、金融商品取引法第24条第１項の規定により、最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

以　上

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二頁

令和七年六月三十日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

(甲)　アリアケ合同会社

代表社員　一般社団法人アリアケ

職務執行者　河原　正幸

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

(乙)　アリアケ株式会社

代表取締役　足立　裕也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　https://www.shicc.co.jp/

(乙)　掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七九頁（号外第一三三号）

令和七年六月三十日

東京都中央区京橋二丁目一六番一号

(甲)　株式会社トータルオフィスパートナー

代表取締役　土屋　哲也

東京都港区浜松町一丁目二九番一〇号

(乙)　株式会社オズホールディングス

代表取締役　下山　益宏

合併公告

当社（甲）は、合併により日新火災総合サービス株式会社（乙、住所東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地）の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一、効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年七月一日を予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を予定しております。

二、合併後存続する保険会社等の資本金の額　甲の資本金の額は、百一億九千四百八十二万二百十三円となります。

三、合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当て　株主及び新株予約権者に対する割当ては、ありません。

四、合併後消滅する保険業を営む株式会社の保険契約者に関する事項　乙は保険業を営む株式会社ではなく、該当事項はありません。

この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　https://www.nisshinfire.co.jp

(乙)　https://www.nisshinfire.co.jp/

令和七年六月三十日

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地

日新火災海上保険株式会社

代表取締役　織山　晋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲乙共に会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年四月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇八号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十九頁（号外第七十二号）

令和七年六月三十日

東京都港区港南二丁目一七番一号

(甲)　株式会社電通総研セキュアソリューション

代表取締役　中川　雅昭

東京都港区港南二丁目一七番一号

(乙)　株式会社電通総研ＩＴ

代表取締役　中川　雅昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月五日
掲載頁　五十八頁（号外第一二四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月五日
掲載頁　五十六頁（号外第一二四号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月五日
掲載頁　五十六頁（号外第一二四号）
令和七年六月三十日
横浜市港北区篠原町一二〇〇番地
（甲）三和エナジー株式会社
代表取締役　高松　克行
福岡市西区元浜一丁目八番二二号
（乙）ハタエ石油株式会社
代表取締役　高松　克行
福岡市西区元浜一丁目八番二二号
（丙）株式会社ハナエキスプレス
代表取締役　高松　克行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一二一頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　八十七頁（号外第一三九号）
令和七年六月三十日
岐阜県各務原市蘇原東島町四丁目六一番地
（甲）株式会社Ｊ・ＡＲＴ
代表取締役　坂井　哲史
岐阜県各務原市蘇原東島町四丁目六一番地
（乙）株式会社Ｊ・ＡＲＴホールディングス
代表取締役　坂井　哲史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙七（以下、「乙ら」といいます）の権利義務全部を承継して存続し乙らは解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙一）至（乙七）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　四頁
令和七年六月三十日
大阪府守口市大日東町三五番二号
（甲）ロジスネクスト近畿株式会社
代表取締役　大田　実成
宮城県仙台市宮城野区中野二丁目二番地の一七
（乙一）ロジスネクスト東北株式会社
代表取締役　古舘　広高
東京都大田区平和島六丁目一番一号
（乙二）ロジスネクスト東京株式会社
代表取締役　吉井　恒夫
新潟県新潟市江南区東早通三丁目一番三七号
（乙三）ロジスネクスト関信越株式会社
代表取締役　佐藤　光信
愛知県名古屋市中川区四女子町一丁目五二番地
（乙四）ロジスネクスト中部株式会社
代表取締役　阿部　司
広島県広島市中区江波沖町五番四五号
（乙五）ロジスネクスト中国株式会社
代表取締役　小畑　浩
香川県高松市中新町一一番地一三甲高松ビル六〇三号室
（乙六）ロジスネクスト四国株式会社
代表取締役　小林　龍生
福岡県福岡市博多区金の隈一丁目三八番二四号
（乙七）ロジスネクスト九州株式会社
代表取締役　井上　哲朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むエンタメ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　二十一頁
令和七年六月三十日
愛知県半田市岩滑中町二丁目一〇五番地
（甲）株式会社お宝創庫
代表取締役　竹内　武久
愛知県一宮市三ツ井二丁目二八番二三号
（乙）株式会社カジ・コーポレーション
代表取締役　花水　範明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＧＣジャパン株式会社（住所東京都新宿区袋町五番地一）に対して当社の機械設備設計販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月三十日
東京都新宿区袋町五番地一　ＧＣ合同会社
代表社員　徳田　征己

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する辻忠商店株式会社（住所大阪府貝塚市澤三八九番地の一）に対して当社の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年六月十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。
令和七年六月三十日
大阪府貝塚市澤三八九番地の一
有限会社辻忠商店
代表取締役　新地　真人

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月三十日
仙台市青葉区柏木一―一―一―二〇一
合同会社エム・コーポレーション
代表社員　佐々木　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり組織変更後の商号は株式会社ホワネモとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月三十日
群馬県高崎市矢島町三七六―三
合同会社ホワネモ
代表社員　池田　憲悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月三十日
東京都品川区東五反田五―二一―一五メタリオンＯＳビル三Ｆ東五反田オフィス一二
合同会社オコジョ
代表社員　西原　成輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は、ＧＣホールディングス株式会社になります。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月三十日
東京都新宿区袋町五番地一　ＧＣ合同会社
代表社員　徳田　征己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ａｒｃ　Ｓｔａｇｅとします。

効力発生日は令和七年八月五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月十九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月三十日
東京都港区虎ノ門四―一―一神谷町トラストタワー二三Ｆ
Ａｒｃ　Ｓｔａｇｅ合同会社
代表社員　出戸　貴博

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー五階トラスティーズ・コンサルティングＬＬＰ内　株式会社ＬＯＣ

代表取締役　金山　泰英

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することといたしました。

効力発生日は令和七年八月十九日であり、組織変更後の商号は株式会社ＥＰＣＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三十日

福井県大飯郡高浜町東三松第一〇号一六番地五　合同会社ＥＰＣＯ

代表社員　西野　明宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の商号はボンウェイク株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三十日

愛知県岡崎市法勝寺町字猿待一六―三オーレンジ岡崎ビル三Ｆ　ＯＫＡＤＡ　ＷＯＲＫＳ合同会社

代表社員　岡田　重人

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三十日

愛知県稲沢市祖父江町祖父江外平一五〇番地四六　祖父江液化瓦斯協同組合

代表理事　田中　稔宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三十日

京都府城陽市観音堂西畑九一　合同会社ＳＯＬ

代表社員　林　大剛

効力発生日変更公告

左記会社は令和七年六月三十日までに、法令に定める関係官庁等の許認可・承認等が得られないことを停止条件として、甲及び乙の吸収分割の効力発生日を令和七年七月一日から令和七年十月一日に変更することといたしましたので公告します。

令和七年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（甲）株式会社三菱ＵＦＪ銀行

代表取締役　半沢　淳一

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

（乙）三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社

代表取締役　小林　真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千七百四十九万七千十円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年六月三十日

北海道札幌市北区北七条西四丁目五番地一　株式会社ＬＩＦＥ　ＣＲＥＡＴＥ

代表取締役社長　前川　彩香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十七億六千九百一万七千七百四十二円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年六月三十日

大阪市鶴見区鶴見四丁目一番一二号　株式会社アサヒペン

代表取締役　澤田　耕吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.gogin.co.jp/about/corporation/group/gogincapital/index.html

令和七年六月三十日

島根県松江市白潟本町七一番地　ごうぎんキャピタル株式会社

代表取締役　井田　修一

準備金の額の減少公告

当行は、資本準備金の額を七十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当行は、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により、最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

令和七年六月三十日

大分県大分市王子中町四番一〇号　株式会社豊和銀行

取締役頭取　権藤　淳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億三十六万五千二百一円、資本準備金の額を一億九千二百五十二万八千七百一円減少し、それぞれ五千万円、二億二千七百八十三万六千五百円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年六月三十日

東京都千代田区神田練塀町三番地　ビープラッツ株式会社

代表取締役社長　藤田　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十九億四千八百七十六万八千三百七十五円、資本準備金の額を五十四億三千三百万八千三百五十九円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は令和七年六月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年六月三十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号　ＧＦＡ株式会社

代表取締役社長　松田　元

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億八千六百二十万六千四百九十四円、資本準備金の額を百十八億四千百八十万七千百三十三円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月三十日

東京都中央区日本橋本町三丁目八番三号　キッズウェル・バイオ株式会社

代表取締役社長　紅林　伸也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億二千二百三十万円、資本準備金の額を八億二千七百二十五万八千八百三十二円減少し、それぞれ一億円、五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二頁

令和七年六月三十日

名古屋市中区栄三丁目三一番一二号

大成株式会社

代表取締役　加藤　憲博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万二千五百円、資本準備金の額を二億五千百五十七万三千九百四円減少し、それぞれ二千九百九十九万七千五百円、二千四百九十九万七千五百円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月五日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月二日

掲載頁　九十四頁（号外第二八〇号）

令和七年六月三十日

大阪府吹田市江の木町三三番九四号

AlphaNavi　Pharma株式会社

代表取締役　小山田義博

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である糸木悠が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

ＷＳＣＰＶＩＩＩ　ＥＥ　ＨＫリミテッド

日本における代表者　糸木　悠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額の減少に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三百億円減少して三億三千二百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s08816-f2a1s/

令和七年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｃｅｎｔｒａｌ　Ｐａｒｋ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は令和七年四月二十二日の官報号外第九十号八十四頁掲載のとおりです。

令和七年六月三十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ｂ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億五千四百十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0029/index.html

令和七年六月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｏｌａｒａ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0025/index.html

令和七年六月三十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・ツー特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年五月三十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三十日

東京都中央区新富一丁目七番三号

株式会社ハローズ

確定給付企業年金清算人　藤澤洋一郎

取消公告

令和七年六月十一日掲載の優先資本金の額の減少公告及び優先出資の消却につき優先出資証券提出公告は取消します。

令和七年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

GC core plus1特定目的会社

取締役　関口　陽平